

**平成27年度**  
**地域新成長産業創出促進事業費補助金**  
**(農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業)**

**交付規程**

制定 平成28年4月25日

農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業事務局

(通則)

第1条 平成27年度地域新成長産業創出促進事業費補助金（農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、地域新成長産業創出促進事業費補助金（農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業）交付要綱（20160112財地第2号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 農林水産物・食品の海外展開に向けて、鮮度の保持を始め、生産・加工・流通・海外販売の一連の流れの中で生じる課題を商工業の先端技術やノウハウの活用により解決する事業に要する経費を補助することにより、我が国の農林水産物・食品の新たな市場開拓を促進することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 株式会社電通（以下「事務局」という。）は、別表1に掲げる要件を満たす補助対象事業（以下「補助事業」という。）について、外部審査委員会の審査結果を踏まえて経済産業省と協議の上採択した民間団体等（以下「補助事業者」という。）が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 事務局は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 事務局は、第4条第2項による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等

仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

5 事務局は、第1項の通知を行った場合には、経済産業省に対して報告するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知の送付を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書を事務局に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更(等)承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 事務局は、第1項の承認に関して、あらかじめ経済産業省と協議を行うものとする。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機

関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

#### （事故の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

#### （状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第6による状況報告書を事務局に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は平成29年2月10日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第14条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による精算払請求書を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書により速やかに事務局に報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第17条 事務局は、第8条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 事務局は、第1項の取り消し又は変更に際して、あらかじめ経済産業省と協議を行うものとする。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 事務局は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を事務局を通じ国に納付させることがある。

- 5 事務局は、第4項に基づき補助事業者から収入の全部若しくは一部の納付を受ける場合は、あらかじめ経済産業省と協議を行った上で、速やかに国に納付を行わなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき経済産業大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、事務局が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による取得財産等の処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 事務局は、第3項の承認を行う場合はあらかじめ経済産業省と協議を行うものとする。

(収益納付)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度終了後5年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る収益状況について、様式第13による収益状況報告書により事務局に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告に係る証拠書類を当該報告に係る国の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 事務局は、第1項の報告に基づき、補助事業者が補助事業の実施結果の事業化等による収益が生じたと認められる場合には、補助事業者に対し、補助金の確定額の合計額を限度として、事務局を通じ国に納付すべき旨命ずることができる。
- 4 収益納付すべき期間は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度終了後、5年間とする。
- 5 事務局は、第1項に基づき補助事業者から収益状況報告書の提出を受けた場合には経済産業省に報告しなければならない。
- 6 事務局は、第3項により収益が生じたと認められる場合には、あらかじめ経済産業省と協議を行うものとする。
- 7 事務局は、第3項により補助事業者から収益納付を受けた場合には、速やかに国に納付を行わなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第21条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の納付)

- 第22条 事務局は、補助事業の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第

- 1 4による海外付加価値税還付報告書により速やかに事務局に報告しなければならない。
- 3 事務局は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額を事務局を通じ国に納付させることができる。
- 4 事務局は、第3項に基づき補助事業者から海外付加価値税の金額の納付を受けた場合には、速やかに国に納付を行わなければならない。

(その他必要な事項)

第23条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、事務局が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月25日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。



別表1（第3条関係）

<p>補助事業者の要件</p>	<p>本事業を実施する上で、対象となる海外市場及び生産品目、海外展開する上での課題等について調査・分析により具体的に定まっており、事業化に向けた具体的な事業計画、組織体制等を備えている、以下の要件を満たす民間企業等から構成される共同事業体を交付対象とする。なお、共同事業体には、代表申請者を定め、その組織に属するプロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）を設置することが必須となる。</p> <p>（1）共同事業体について</p> <p>①日本国内の法人格を有している民間企業を1社以上含むこと。</p> <p>②補助金の交付を希望する者（以下、「申請者」という。）以外で共同事業体に参加する者は交付決定後、原則、申請者と委託又は請負等に係る契約（以下「委託等契約」という。）を締結すること。委託等契約になじまない連携の場合は合意書や覚書等を取り交わすこと。</p> <p>（2）代表申請者、PMについて</p> <p>共同事業体に含まれる民間企業等の中から、日本に拠点を有す日本法人の民間企業を代表申請者に定めること。また、その代表申請者に所属する者を一名、共同事業体のPMとすること。</p> <p>（3）申請者について</p> <p>申請者は下記の要件を満たす者であること。</p> <p>①共同事業体に参加していること。</p> <p>②日本国内に法人格を有するもの（地方公共団体を除く。）</p> <p>③業務の全てを他の法人に委託しないこと。</p> <p>④補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。</p> <p>⑤補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、財務基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。</p> <p>⑥補助金は原則として精算払いであることから事業期間中の立替払ができる財務的健全性を有していること。</p> <p>⑦経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。</p> <p>⑧別紙暴力団排除に関する誓約事項に該当しないこと。</p>
<p>補助事業の要件</p>	<p>農林水産物・食品の海外の新たな市場開拓に向け、以下の事業を実施し、3年以内に収益をあげる態勢を確立する計画とすること。</p> <p>・鮮度の保持を始め、生産・加工・流通・海外販売の一連の流れの中で生じる課題を商工業の先端技術やノウハウの活用により解決するための実証を行い、生産から海外販売まで一貫した体制構築を行う事業。</p>

別表 2 (第 3 条関係)

補 助 事 業		補 助 率	上 限 額
補 助 対 象 経 費 の 区 分	内 容		
人件費	人件費		
事業費	旅費		
	会場費		
	謝金		
	備品費		1 ／ 2 以 内
	借料及び損料		1 億 円
	消耗品費		

	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でない調達業務、製作業務、人材派遣料等について、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）。請負内容及び金額等を明記した契約書を締結する必要がある。
	印刷製本費	事業で使用する会議資料、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費。作成する資料等は必要最小限にとどめ、補助事業期間中に全て配布することを原則とする。補助事業終了時点での未配布分に相当する経費は補助対象外。パンフレット等の広報にかかるものは除く。
	補助員人件費	臨時的に申請者が直接雇い入れた補助員（パート、アルバイト等）に係る経費。作業日報等の作成が必要。
	広報費	事業を行うために必要なパンフレット等の印刷製本に関する経費、試作品や新商品等を展示会等に出品するために支払われる経費、広告媒体等を活用するために支払われる経費。ただし補助事業終了時点での未配布分等に相当する経費は補助対象外。
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。 -運搬費（郵便料、運送料（販売を目的とするものは除く）等） -翻訳通訳、速記費用 -文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
委託費	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて一部を他の事業者に委託するために必要な経費。 ただし、成果物（産業財産権等を含む）についてその権利は補助事業者に帰属する点に留意すること。 また、原資が補助金であることから、その経理については直接補助金を受ける補助事業者と同様の処理が必要となる。そのため、本事業の補助金交付規程の各条項を内容とし、委託内容及び金額等を明記した契約とすること。